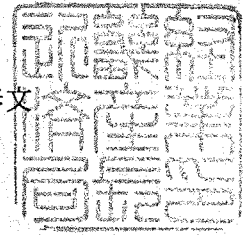


平成21・01・16近畿第28号
平成21年2月3日

株式会社ブリーズ
代表取締役社長 小林 和明 殿

近畿経済産業局長 平工 奉文



アルコール輸入事業許可書

平成21年1月8日付けをもって申請のありました件については、アルコール事業法（以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、下記の条件を付して許可します。

申請のありました貯蔵所に係る整理番号は、別紙のとおりとします。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。

訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注1 処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注2 審査請求をして裁決があった場合には、処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

1. 許可番号 4-5-06593

2. 条件

- (1) アルコール（特定アルコール（法第2条第4項に規定する特定アルコールをいう。以下同じ。）を除く。）を廃棄処分しようとするときは、あらかじめ廃棄しようとする貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長にアルコール廃棄処分届出書を届け出るとともに、経済産業局の職員の立ち会いの下で行うこと。
- (2) 特定アルコールを所持するときは、アルコール（特定アルコールを除く。）とは別に蔵置すること。ただし、法第25条及び第30条において準用する法第9条第1項の規定に準じて当該特定アルコールの数量の管理を行うときは、この限りでない。
- (3) アルコールを輸出したときは、当該輸出に関する書類を、輸出した日から5年間保存すること。



様式第26 (第23条関係)

2021 年 4 月 1 日

近畿経済産業局長 殿

(郵便番号 663-8126)

届出者 住所 兵庫県尼崎市大庄川田町32

電話番号 06 (6412) 3155

商号、名称又は氏名 株式会社ウレシン

(許可番号 4-5-06593)

法人の代表者の住所及び氏名

大阪府吹田市山田東三丁目 8 番 23-205 号

代表取締役 小林 和明

法定代理人の住所及び氏名、

商号又は名称



アルコール輸入事業許可事項変更届出書

アルコール事業法第20条において準用する同法第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	商号の変更
貯 蔵 所 の 名 称 及 び 所 在 地	株式会社ブリーズ 4-5-06593-01 関西化成品輸送株式会社 4-5-06593-02
変 更 前	株式会社ブリーズ
変 更 後	株式会社ウレシン
変 更 (予 定) 年 月 日	2021年 ³ 4月 ¹⁵ 1日
変 更 の 理 由	役員辞任による組織再編のため

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

株式会社ウレシン 御中

商号変更に伴う変更届出書を提出頂きましたが、新社名での許可書発行はしていません。

アルコール輸入に関しては、税関から輸入事業許可書（写）の提示を求められますが、許可当初に発行した許可書に加え、今回の変更届出書（控）を提示して、説明して頂ければ問題ないかと思います。

何か問題が発生した場合は、当室までご連絡ください。

よろしくお願いいたします。

近畿経済産業局 アルコール室